

令和５年度 第２回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和５年８月９日（水） １６時００分から

場 所： 鴨川市水道課１階会議室

出席者： 中村 康仁、梶 恵子、和泉 良史、鈴木 一郎、相原 一彦、
渥美 俊行

欠席者： 田仲 重郎

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：角田 敬夫、課長補佐：小泉 満、

業務係長：小倉 信也、工務係長：鈴木 武志、

浄水係長：吉村 洋介、副主査 乾 陽介

傍聴者： ０名

１ 開会

（進行：小泉課長補佐）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、令和５年度第２回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道課の小泉です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「議案１ 令和５年度鴨川市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案１説明資料 令和５年度鴨川市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案２ 令和４年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」、「議案２説明資料 令和４年度鴨川市水道事業会計決算概要」、「議案３ 令和４年度鴨川市水道事業会計資金不足比率につ

いて」、「鴨川市附属機関設置条例」。あと、本日お配りしました資料につきまして、「令和５年第２回鴨川市水道事業運営委員会資料」でございます。以上でございます。資料の配布漏れ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。本日の会議は「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。また会議録を作成し公開するため録音させていただきます。

本日、田仲重郎委員さんより欠席のお届けがございました。本日の出席委員は６名でございます。鴨川市附属機関設置条例第５条第２項の規定により、過半数を超えておりますので本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、長谷川市長から挨拶を申し上げます。

２ 市長あいさつ

（長谷川市長）

皆さん、こんにちは。大変暑い日が続いているところでございます。会議前、相原委員から話がありましたが、現在、台風６号の影響で海が荒れております。さらには、南の方から台風７号がやって来ており、その影響が大変心配されるところでございます。特に、台風６号につきましては、沖縄・九州地方に大きな被害が出ており、お見舞いを申し上げますところでございます。

ただ今ご案内のとおり、令和５年度第２回目となります水道事業運営委員会を開催させていただきましたところ、皆様におかれましては、ご多用の中出席いただきまして、心から感謝を申し上げます次第でございます。特に委員の皆様におかれましては、日頃から水道事業の運営に対しましてお力添えを賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

5月に開催をさせていただきました第1回の水道事業運営委員会でも若干触れさせていただいたところでございますが、本市の水道事業は、事業開始から数度かの拡張事業を経まして、平成12年に現在の施設配置となって以降、これまで運営を行ってまいりました。しかしながら、近年の人口減少等々、その影響は大であります。水道の使用量が徐々に減少しており、それに伴い料金収入は10年前との比較で、概ね1割の減となっているところでございます。

一方、費用面では、老朽化した管路や施設の修繕、また更新費用が増加傾向を示しているところでございます。このような厳しい経営状況となっておりますが、今後も、支出の削減に資する事業の促進や、有収率の向上、また費用に見合う料金体系の見直しを検討しながら、老朽化した管路や施設の耐震化、また、使用量に見合った施設規模へのダウンサイジング等、優先すべき事業について、長期的な視点で交付金事業等の活用などにより、安心してご利用できる水道施設の整備を進めてまいります。

また、これまで水道をご利用されているお客様へのサービスを、今後も継続して維持していくために、様々な課題を解決していくことが、現在の水道事業に求められているところでございます。

こうした中、皆様ご承知のとおり、この課題を解決する一つ的手段として安房3市1町による末端給水事業統合・広域化に向けた取組を行っており、令和7年4月の事業統合を目指して、協議を重ねているところでございます。

この件につきましては、その他の事項といたしまして後ほど、水道課長から説明させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

それでは、本日の議題でございますが、「令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」、「令和4年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、「令和4年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の3件を、ご審議いただくものでございます。

これらは、9月に開催されます市議会定例会においてご審議を頂く予定としておりまして、これに先立ちまして、水道事業運営委員会の皆様に、ご説明をさせていただき、ご承認を賜りたいと存じます。

議事の詳細につきましては、この後、事務局から説明させますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(進行：小泉課長補佐)

ありがとうございました、それでは、会議に入りたいと思います。

鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を、中村会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3 議事

(進行：中村会長)

皆さん、改めまして、こんにちは。本日は、本当に暑い中、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

それでは、議事進行は座って行わせていただきます。

本日、会議録の確認をしていただく委員さんにつきましては、和泉良史委員さんと渥美俊行委員さんを指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」について事務局より説明をお願いいたします。

(角田課長)

それでは、議案 1、令和 5 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料でございますが、縦に見まして、右上に議案 1 と書いてございます資料及び議案 1 説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

先ず、議案説明資料をご覧くださいと存じます。

1 の提案理由でございますが、令和 5 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認を賜りたいものでございます。

議案 1、補正予算書（第 1 号）をご覧ください。

今回の補正でございますが、3 点ございます。

先ず 1 点目は、第 2 条といたしまして、令和 5 年度水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的支出の予定額を増額させていただくもの。

2 点目は、第 3 条といたしまして、翌年度当初より円滑に事務を進めるために、債務負担の設定をさせていただくもの。

3 点目は、第 4 条として、予算第 8 条に定めた職員給与費を増額させていただくものでございます。

それでは内容につきまして順次ご説明いたします。

2 ページをご覧ください。令和 5 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）の実施計画書でございます。

今回の収益的収入及び支出の、支出の予定額を変更するもので、表をご覧くださいと存じます。

第 1 款 事業費 第 1 項 営業費用 第 5 目 総係費では、右の欄にございますとおり、給料 453 万 8,000 円、手当 233 万 5,000 円、賞与引当金繰入額 69 万 9,000 円、法定福利費 120 万 9,000 円の合計 878 万 1,000 円を増額するもので

ございます。

この理由でございますが、令和５年度の配置人員につきましては、窓口業務の民間委託化、及び検針・収納業務の隔月化により、総係費での支出として、職員給与費等を２名の減で想定し予算化しておりましたが、職員配置の見直しを実施し、人事部局と相談の上、２名ではなく１名の減としたところでございます。このようなことから１名分の職員給与費等を計上させていただくものでございます。

１ページにお戻りいただきまして、２点目、第３条をご覧ください。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について定めたいものでございます。なお、債務負担につきましては例年、第４回市議会定例会、１２月の定例会に提案をいたしておりますが、今回計上させていただいたものにつきましては、早期に協定する必要が生じたもののみ計上をさせていただいており、次の委員会で改めて債務負担を設定させていただく項目がありますことをご承知おき頂きたいと存じます。

事項にありますとおり、この「基幹水利施設ストックマネジメント事業」でございますが、端的に申しますと保台ダムの更新事業に係る負担金として協定をしたいものでございます。これは設置者である千葉県が主体となり実施する事業でございます。事業費の負担割合としては千葉県が７１％、鴨川市が２９％と定められておりますことから、掛かる事業費に事務費を含めた金額をお願いするものでございます。

期間は令和５年度から令和７年度でございまして、令和５年度に協定、事業実施は令和６年度及び令和７年度となるものでございます。限度額は１億６,６６５万７,０００円でございます。説明欄をご覧ください。現在千葉県にて実施されております、保台ダム県営排水改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）に係る鴨川市の負担分を設定しようとするものでございます。この事業の

目的でございますが、保台ダムは、平成8年に県営かんがい排水事業東条地区において建設されました、農業用水と上水道用水兼用の多目的ダムでございます。今回の事業対象であります水管理システムは、設置から25年余りが経過しておりまして、機器の耐用年数超過、また社会的老朽化として、既に生産中止となった部品も多く、毎年の点検・修繕費も嵩んでいる状況でございます。このようなことから、安定的なダム運用に支障をきたす恐れがありますことから、千葉県が過年度に策定をいたしました機能保全計画に基づき、本事業により機能保全対策を実施するものでございます。なお、この負担金につきましては、更新事業に係る工事を行うものでございます。

続きまして、3点目、第4条をご覧ください。予算第8条に定めた経費の金額である職員給与費の既決予定額1億5254万7,000円に808万2,000円を追加し、1億6,062万9,000円に改めたいものでございます。この内容ですが、第1点目の予算第3条に定めた収益的支出の予定額を増額したものに関連しますが、法定福利費を除く人員1名分を増額したいものでございます。

続きまして3ページをご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの2の投資活動によるキャッシュ・フロー及び3の財務活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、1の業務活動によるキャッシュ・フローは、営業費用の追加に伴う当年度純利益が878万1,000円の減少、引当金が69万9,000円の増加でございます。合合わせました資金の減少額は808万2,000円でございます。また、下から2行目をご覧ください。資金期首残高でございますが、決算額の確定により予算額との差2億647万4,000円の増加でございます。補正予定額の資金期末残高は合わせて1億9,839万2,000円の増加でございます。既決予定額と補正予定額を合合わせました、補正後の資金期末残高は10億3,459万2,000円となる予定でございます。

4 ページ以降は、給与費明細書でございますので後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、令和 5 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（中村会長）

ただ今事務局のほうからの説明が終わりましたので、早速質疑に入りたいと思います。何か質疑ございますでしょうか。いかがでしょうか。

（梶委員）

基幹水利施設ストックマネジメント事業についてですが、事業期間が令和 5 年度から令和 7 年度ということで、限度額の説明がありました。この金額は 3 年分のものでしょうか。

（角田課長）

梶委員さんのお見込みのとおりです。この事業につきましては 3 年間で行うこととなりますが、今年度については契約のみでありまして、実際の工事は、令和 6 年及び 7 年度の 2 ヶ年で行う事業となります。

なお、今回の事業につきましては、ダムの管理棟内のコンピュータ設備の更新事業がメインとなります。また、今後、機械設備や土木設備、建築設備等の更新事業も行うこととなります。

（梶委員）

鴨川市が事業費の 29%、千葉県が 71%の負担でも、かなりの金額ですが、調

査に関する費用もこの予算の中に含まれているのでしょうか。

（角田課長）

今回の事業に係る調査に関する費用につきましては、令和３年度に支出済みでありまして、設計まで終わっている状況であります。今回の予算に計上したもののについては、工事費のみとなります。

なお、今回の事業は、ダムをコントロールするためのコンピュータ設備や、地震計等のダムに設置されている多数の気象観測用機器も全て更新するため、金額がかなり大きなものとなっております。

（梶委員）

分かりました。ありがとうございました。

（中村委員）

他になにかございますか。よろしいでしょうか。ないようですので、承認ということで異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

（中村委員）

はい、ご異議なしと認め、「議案１ 令和５年度鴨川市水道事業会計補正予算（第１号）」については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

次に、「議案２ 令和４年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」事務局より説明をお願いいたします。

(角田課長)

それでは、令和4年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件は、令和4年度の水道事業会計に係る利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

なお、監査委員による決算審査につきましては、令和5年7月5日に実施されておりますことを申し添えます。

それでは、決算の概要についてご説明させていただきますので、お手元に配布の「議案2 令和4年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」と「議案2 説明資料 令和4年度鴨川市水道事業会計決算概要」をご用意願います。

先ずは、「議案2 説明資料」で説明をさせていただきます。2枚組みの資料でございます。

初めに、1の経営方針でございますが、令和4年度の経営におきましては、収益的収支では、適切な維持管理による支出の抑制、及び料金徴収業務の包括的な委託による隔月検針化の準備を行ったことにより、今後の費用の削減を目的とした業務改善を図ったところでございます。資本的収支では、更新計画の適切な執行により投資の平準化を図りつつ、市町村合併以来、企業債元金の償還に主眼を置いた運営を行いながら、効率的な経営を推進するとともに、安心・安全で良質な水道水を安定的に供給することに努めてまいりました。

次に、大きな2、業務量をご覧ください。(1)年間有収水量でございますが、この有収水量とは、料金算定の元となる、お客様が使用した水量となりまして、令和4年度は410万5,088立方メートルでございまして、前年度と比較して

18,975 立法メートル、0.46%の増でございます。これは、コロナ禍の影響は残りつつも、水道メーターの口径 25mm 以上でお使いの主に事業系での利用が増えたことによるものでございます。

次に（２）１日最大給水量でございますが、これは、昨年度１年間の給水量におきまして、最大の給水量となった日の給水量でございます。令和４年度では８月１１日に記録した１万 7,615 立方メートルでございますが、昨年度と比べて 4.38%の減となっております。通常は８月 13 日から 15 日の間の観光客や帰省客が増える、お盆期間中に最大水量を記録しているところでございますが、令和４年度におきましては、８月 11 日に発生した台風 8 号が、13 日に東海から関東を北進しており、天候不順だったことに加え、近年、特に東日本大震災以降におきましては、海水浴を始めとする、観光客等の入込が減少していることが原因と考えております。

次に（３）１日平均給水量でございますが、これは、１年間の給水量を年間日数で割り返した水量でございますが、１万 5,463 立方メートルで、昨年度と比べて 1.17%の減となりました。

次の（４）有収率は年間有収水量を年間給水量で割り返した数値でございますが、お客様がご利用した水量を配水池等から出ていく水量で割り返した率でございます。この率が低い場合、お客様に水を届けるまでにどこかで漏水しているというものでございます。

令和４年度は 72.7%で、昨年度と比べて 1.2 ポイントの増で、若干回復している状況でございます。この数値は県内水道事業体の中でも下から 2 番目になりますことから、改善していかなければならない数値でございますが、発見困難な漏水が多いことに加えて、その漏水調査や修繕業務を行う技術職員が平成 17 年の市町の合併時には 15 名おりましたところ、現在では 8 名へと概ね半減していること等によりまして、調査に時間が取れないといった要因によるもの

でございますが、令和４年度に技術職員の新たな補充がありましたことから、職員による漏水調査を強化しておりまして、有収率が若干上昇したものでございます。今後も、有収率の向上に向けた調査を継続して実施してまいります。

次の大きな３、収益的収支決算でございます。これから申し上げる数字につきましては、財務諸表からの数値で記載しておりますため、地方公営企業法の定めにより、税抜き表示でございます。恐れ入ります、「議案２ 決算報告書及び事業報告書」の２６ページ、上段の表を併せてご覧頂きたいと存じます。

（１）事業収益は１３億６,０４６万１,３３８円で、前年度と比べて６,９３６万１,９４７円、率にして４.８５％の減でございます。この減の理由でございますが、先ほどの資料にお戻りいただきまして４ページ、最後のページの上段の表③の収入をご覧ください。この数値は代表的な項目のみ記載しておりますことから、内訳と合計は一致いたしませんことをお含みいただきたいと存じます。

営業収益のうち、給水収益でございますが、先ほど申し上げた給水収益の元となる有収水量については、昨年度との比較では若干増加しておりまして、特に超過料金単価の高い大口需要者の使用量が昨年度に引き続き回復傾向にあることから、昨年度より６３２万円ほど増額となったところでございます。

次に営業外収益につきましては、高料金対策としていただいている他会計補助金及び県補助金につきましては、若干の減額１４６万円程減額となっているところでございます。

また、ここには記載してございませんが、新規のご加入時にお支払いいただいております加入者負担金でございますが、前の年度となります令和３年度に概ね税抜きで６,０８０万円程の大口加入がございましたことから、令和４年度は概ねその額が減少しているものとなっております。

営業収益及び営業外収益トータルの収入といたしましては、昨年度と比較して７１.８６％の減少でございますが、先ほど申し上げた加入者負担金減額分を除け

ば、例年より若干減の収入額となっているものでございます。

資料の 1 ページにお戻りいただきまして、3 収益的収支決算の（2）事業費は 13 億 1,926 万 5,606 円で、前年度と比べて 3,585 万 6,580 円、2.7%の増でございます。

こちら「議案 2 決算報告書及び事業報告書」の 26 ページ、下段の（3）事業費に関する事項を併せてご覧ください。この表は、費用を性質別に分類したものでございまして、職員給与費、支払利息などの費用は減少したものの、動力費、薬品費、修繕費、減価償却費、委託等その他の費用などが増加したことによるものでございます。特に動力費につきましては、電気料が高騰したことによるもの、また、その他の費用につきましては料金収納業務及び窓口業務を民間委託したことによる費用の増加でございます。この委託業務につきましては、令和 5 年度から実施しております隔月検針、隔月徴収に移行するための準備期間といった側面もございます。加えて、これまで職員が直営で行っておりました定型業務を民間へ移行するものとなりますことから、令和 5 年度から職員の削減を実施しているところでございまして、令和 5 年度におきましてはその費用に相当する経費の削減額が確保できるものと考えているところでございます。

恐れ入ります、「議案 2 説明資料」の 3 収益的収支決算にお戻りください。その結果といたしまして、（3）令和 4 年度の純利益は、前年度と比べて 1 億 521 万 8,527 円少ない、4,119 万 5,732 円となったところでございます。

続きまして、大きな 4、資本的収支決算でございます。こちらにつきましては、官公庁会計としての決算書類となるため、税込みの金額でございます。

（1）資本的収入は 1 億 7,010 万円で、前年度と比べて 1,630 万円、10.6%の増でございます。

内容でございますが、資料の 4 ページ、最後のページの下段の④資本的収入及び支出の決算状況の収入をご覧ください。建設改良事業に充当するための企

業債の借入額でございます。

1 ページにお戻りいただきまして、(2) 資本的支出は 8 億 5,407 万 2,827 円で、前年度と比べて 1 億 3,919 万 6,166 円、19.47%の増でございます。

過去に借入いたしました企業債につきましては令和 4 年度が元金償還のピークとなっていることに加え、設備の更新事業につきましては、令和元年度に発生いたしました 3 度にわたる台風災害では長時間に及ぶ停電などにより市内各所で断水が発生し、水道をご利用のお客様に多大なご迷惑をお掛けしましたことから、停電時でも安定した給水が確保できるよう浄水場やポンプ所等の停電対策における事業を実施していること、老朽化している浄水場や配水池の更新工事等が増えていること、また、その業務を担当するための技術職員が少ないことから調査・設計に時間を要し、令和 3 年度からの建設改良事業費の繰越により、増額となったものでございます。

(3) 収入額が支出額に不足する額 6 億 8,397 万 2,827 円は、過年度分損益勘定留保資金 4 億 8,430 万 6,494 円、減債積立金 1 億 6,143 万 5,497 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,823 万 836 円で補填をさせていただきました。

続きまして、大きな 5、企業債等未償還残高でございますが、令和 4 年度末の残高は、前年度末に比べて 2 億 5,410 万 7,123 円減少し、19 億 2,162 万 1,806 円でございます。

恐れ入ります。「議案 2 令和 4 年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」の 1 ページと 2 ページをご覧ください。先ほど資料で説明をいたしました、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出の予算対比の執行状況を示した報告書でございまして、こちらは何れも官公庁会計としての決算書類となるため税込みの表示となっております。内容につきましては先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

3 ページをご覧ください。損益計算書でございます。こちらは財務諸表でございますので、地方公営企業法の定めにより、税抜き表示でございます。

この損益計算書でございますが、発生主義に基づいた企業活動の結果としての収益と、それに対する費用を対比させた表でございます。

1 の営業収益から 4 ページに掛かりますが、6 の特別損失までございまして、順を追ってご説明いたします。

先ず、3 ページ、1 の営業収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものでございます。水道事業においては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載しておりまして、合めました金額が 11 億 2,504 万 5,554 円でございます。

対します、2 の営業費用でございますが、費用勘定の一つで、主たる事業活動に伴って生じる費用でございます。水道事業においては、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分して記載しておりまして、合めました金額が 12 億 7,716 万 1,007 円でございます。営業収益と営業費用の差引、営業損失は 1 億 5,211 万 5,453 円でございます。先ほども申し上げましたが、主なものといたしまして、事業収入におきましては、昨年度との比較では、給水収益は若干増加したものの、事業費におきましては、動力費や委託料増加に加え、近年の設備投資の増に伴う費用といたしまして減価償却費の増によるものでございます。

続きまして、3 の営業外収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動以外の財務活動から生じる収入で、給水申込負担金、預貯金・貸付金から生じる受取利息、損失補填的な意味を持つ補助金、雑収益などを記載しておりまして、合めました金額は 2 億 3,541 万 5,784 円でございます。

4 ページをお願いいたします。これに対します、4 の営業外費用でございます

が、費用勘定の一つで、主として、金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生じる費用でございまして、支払利息、企業債取扱諸費、繰延勘定償却及び雑支出でございます。

合せました金額は 4,210 万 4,599 円でございます。

営業外収支の合計は 1 億 9,331 万 1,185 円の営業外利益となったところでございます。

これによる、営業収支と営業外収支の合計は 4,119 万 5,732 円の経常利益となるものでございます。

5 の特別利益、また 6 の特別損失でございしますが、当年度の営業活動には直接関係のない臨時的原因に基づく利益、又は損失を計上する項目でございまして、令和 4 年度は何れもございません。

1 の営業収益から 6 の特別損失までを合せました、当年度の純利益は 4,119 万 5,732 円となったところでございます。

一番下の行、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金 8,921 万 1,117 円及びその他未処分利益剰余金変動額、こちらは減債積立金からの取崩し額になりまして、1 億 6,143 万 5,497 円となっておりますので、合計が 2 億 9,184 万 2,346 円、以上が当年度の未処分利益剰余金でございます。

なお、その他未処分利益剰余金変動額、1 億 6,143 万 5,497 円の内訳は、5 ページの表「剰余金計算書」これは、未処分利益剰余金をそれぞれ特定の積立金等に処分したことを示す表でございまして、

下から 5 行目、右から 3 列目、減債積立金からの組入 1 億 6,143 万 5,497 円でございます。

こちらは、減債積立金を取り崩し、企業債元金の償還に充てることにより、当該年度に取得した有形固定資産が増加することになりますことから、貸借対照

表の上では、現金の移動はございませんが、同額を資本金へ組み入れようとするものでございます。

続いて、6 ページをご覧ください。

剰余金処分計算書（案）でございます。表の右上、当年度未処分利益剰余金 2 億 9,184 万 2,346 円のうち、先ほど減債積立金を取り崩し、企業債元金の償還に充てると説明いたしました、その他未処分利益剰余金変動額、1 億 6,143 万 5,497 円は、令和 5 年第 3 回市議会定例会へ議案として提出いたしまして、議決を経たのち資本金へ組み入れる形で処分し、当年度純利益 4,119 万 5,732 円を減債積立金へ処分し、翌年度繰越利益剰余金を 8,921 万 1,117 円といたしたいものでございます。

7 ページ以降は、当該年度の資金の流れを示す、キャッシュ・フロー計算書、企業の決算日現在における財政状態を示す貸借対照表、当該年度における事業の経営実績の概要について示した、附属明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が、令和 4 年 3 月 29 日に公布され、その改正により、昨年度から主に事業報告書様式の改正があったものでございます。具体的には、18 ページ中段から 20 ページにかけて記載をしております、「経営指標に関する事項」が増えております。この改正の目的は、経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告を記載することで、料金水準等のあり方を含め、経営の状況や見通しについて住民や議会の理解を深めていけるよう、「経営指標に関する事項」が追加されたものでございます。

記載の内容をご説明いたしますので 19 ページをご覧ください。上段にございます「経営指標の推移」の表をご覧いただきたいと思います。

まず、「経営の健全性」と「料金水準の妥当性」を表すための指標として損益情報に着目した経営指標である「経常収支比率」、「料金回収率」が設定されてお

りまして、表の「経常収支比率」でございますが、給水収益や補助金等の収入で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標でございます。次の「料金回収率」でございますが、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標でございます。

ご覧のように経常収支比率は、かろうじて 100%を超えておりますが、料金回収率が令和 2 年度から 100%を下回っておりますので、料金以外の収入に依存しているといったことが分かり、料金水準の見直しを検討する必要があるものでございます。

次の「有形固定資産減価償却率」でございますが、資産情報に着目した経営指標でございます。先ほどの「経常収支比率」が高い場合でも、「有形固定資産減価償却率」が高い場合等には、必要な更新投資を先送りにしている可能性があります。老朽化対策等、投資のあり方を検討する必要があるものでございます。例といたしまして、更新投資を行った場合には「経常収支比率」は悪化し、「有形固定資産減価償却率」は改善いたしますが、更新投資を先送りにした場合は「経常収支比率」は変動しませんが、「有形固定資産減価償却率」は悪化するといったことになります。給水人口 3 万人以上 5 万人未満のダムを主とする事業体の全国平均値は令和 3 年度値で 51.31%でございますので、鴨川市は全国平均より悪い、所謂必要な更新投資を先送りにしているといったことが分かる数値でございます。

次の、管路経年化率でございますが、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標でございます。高いほど経年化した管路が多いことを示しております。

次の、管路更新率でございますが、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標でございます。高ければ更新が進んでいる。低ければ更新が進んでいないというものでございます。

この算出された率で更新すると仮定した場合、経年化した管路を更新するためには136年掛かるというものでございます

この様に必要な更新投資を先送りしている可能性が示されておりますので、現状の更新投資を増やしていく必要が生じているといったものでございますが、先ほど申し上げたように投資を増やした場合、経常収支比率は悪化いたしますので、水道料金改定などの方法により、投資資金の調達を検討する必要が生じているもので、所謂現状の水道料金を上げていかなければならないというものでございます。

この数値に関しましては、更新需要に必要となる資金の調達と併せて、更新をすることにより増加する減価償却費の増加等、損益勘定及び資本勘定のバランスを考えながら、事業運営を行っていかねばならない状況でございますので、直ぐには改善できないものと考えておりますが、現在行われている安房地域の統合協議の中で統合した場合は、統合に係る交付金事業が実施できること等により、新たな外部資金の調達は見込まれるところではございますが、事業を実施することによって生じる減価償却費の増加等、どのような将来推移となるかを明らかにしながら、更新投資のあり方や、料金水準のあり方等を、運営委員の皆様にお伝えしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

「議案2 決算報告及び事業報告」についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

はい、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。何か質疑ございますでしょうか。質問がないようですので、ただ今の件につきまして承認ということでご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

はい、ご異議なしと認め「議案 2 令和 4 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」については、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

続きまして、「議案 3 令和 4 年度鴨川市水道事業企業会計資金不足比率」について事務局より説明をお願いします。

(角田課長)

それでは、「議案 3 令和 4 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付しまして、議会に報告するものでございまして、予め運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

なお、監査委員による審査につきましては決算審査と同様、令和 5 年 7 月 5 日に実施されたことを申し添えます。

それでは、「議案 3 令和 4 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の 1 ページをご覧ください。

②資金不足比率の算出方法がございしますが、この算式に当てはめると、A 流動負債等 3 億 2,404 万 2,000 円から、B 流動資産等 14 億 464 万 3,000 円を差し引きますと、表の下段、資金不足額、 $A - B$ ($-C$) がマイナス 10 億 8,060 万 1,000 円と算出されますことから、資金不足にはならないというものでござ

いまして、資金不足比率は、該当なしとなるものでございます。

この内訳についてご説明いたします。

A、流動負債等のうち小文字の a 流動負債、7 億 3,166 万 4,000 円につきましては、下段の 2 つ目の※印の 2 行目、「流動負債とは、未払金など 1 年以内に償還しなければならない債務」で、恐れ入りますが決算書の 11 ページ、貸借対照表、負債の部をご覧ください

4、流動負債の流動負債合計の 7 億 3,166 万 3,523 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

資金不足比率の 1 ページにお戻りいただきまして、小文字の b 控除企業債等 3 億 9,805 万 7,000 円につきましては、下段の 3 つ目の※印の 1 行目、「控除企業債等とは、流動負債に計上されている企業債、他会計からの長期借入金のうち建設改良費等に充てるための額」で、併せて決算書の 11 ページ、4 流動負債 (1) 企業債、イ 建設改良費等に充てるための企業債、企業債合計の 3 億 9,805 万 6,816 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

「議案 3」にお戻りいただきまして、小文字の c 控除引当金等、956 万 5,000 円につきましては、下段の 3 つ目の※印 3 行目、「控除引当金等とは、流動負債に計上されている引当金の額」で、決算書の 11 ページ、4 流動負債 (4) 引当金、イ、賞与引当金、引当金合計 956 万 4,625 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

お戻りいただきまして、B 流動資産等のうち、小文字の a 流動資産 14 億 294 万 3,000 円につきましては、下段の 2 つ目の※印の 1 行目、「流動資産とは、現金預金など原則として 1 年以内に現金化される債務」で、恐れ入ります、決算書の 10 ページ、資産の部の 2 流動資産、下から 2 行目、流動資産合計の 14 億 294 万 3,233 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

「議案 3」にお戻りいただきまして、小文字の b 貸倒引当金 170 万円につき

ましては、下段の 3 つ目の※印、4 行目「貸倒引当金とは、未収金等の金銭債権の将来の貸倒れに備えて設定する引当金」で、決算書の 10 ページの、2 流動資産、(2)未収金の次の行、貸倒引当金、マイナス 170 万円でございます。

お戻りいただきまして、C 解消可能資金不足額については、該当がありません。

D 事業の規模についてですが、下段の 2 つ目の※印の 3 行目、「事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額」で、数式としては、ご覧いただいている資料の 3 ページをご覧ください。一番下の計算式、イ事業の規模のとおり、営業収益 11 億 2,504 万 6,000 円で、恐れ入ります、決算書の 3 ページ、損益計算書でございますが「1 営業収益の計」11 億 2,504 万 5,554 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

議案 3 の資料 3 ページ、先ほどの資料にお戻りいただきまして大きな 2 資金不足比率の算定についてをご覧ください、「ア資金の不足額」が生じた場合、所謂、資金の不足額がプラスの場合のみ、必要となる数値でございます、令和 4 年度は冒頭に申し上げたとおり、マイナス 10 億 8,060 万 1,000 円となっておりますので該当なしとなるものでございます。

「議案 3 資金不足比率について」の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

はい、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは質疑はないようですのでただ今の件につきまして承認ということでご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

はい、ご異議なしと認め、「議案 3 令和 4 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」は、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきましてご協力をいただきましてありがとうございます。

4 その他

(進行：小泉課長補佐)

会長、ありがとうございました。それでは、次第の 4 その他といたしまして何かございますでしょうか。

(渥美委員)

有収率が 72.9%で、県内で下から 2 番目と言うことですが、1 番上と 1 番下を教えてくださいませんか。

(角田課長)

一番上が、千葉県企業局、県営水道です。千葉県人口約 600 万人のうち、約 300 万人に給水している、千葉県が経営している水道事業です。

(渥美委員)

その有収率は。

(角田課長)

98%程度です。また、一番下が南房総市となります。有収率は67%くらいと記憶しております。有収率が上げれば、薬品費や電気代等の費用が下がってきます。

(渥美委員)

老朽管の更新が進んでいないようですが。

(角田課長)

近年、老朽管と言うよりは、漏水が多い場所を集中的に、布設替えを実施しております。しかし、資金の関係で、年間2億円程度しか実施出来ませんので、更新が進んでいない状況にあります。

水道事業といたしましては、安房地域で統合することで活用できる国からの交付金によって更新事業を促進していきたいと考えておりますが、この点是不透明なところもありますので、委員の皆様には改めてご案内をするとともに、統合に関しましても、ご協力をいただきたいと思いますっております。

(渥美委員)

ダムから水を揚げて配っているうちの、3分の1くらいがどこかに流れちゃっているってことですね。

(角田課長)

そのとおりです。

(渥美委員)

頑張ってください。

(進行：小泉課長補佐)

ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。ないようであれば、水道課長から「末端給水事業統合・広域化の件につきまして」から説明させていただきます。

(角田課長)

それでは安房地域の末端給水事業統合・広域化の取組状況についてご報告を申し上げます。申し訳ございませんが資料はございません。

前回の運営委員会となります5月18日に、私から8月の会議にて統合基本計画の概要をお示しするとお話をさせていただいたところでございますが、結論から申し上げますと、現段階で統合基本計画の概要がお示しできない状況でございます。担当課長といたしまして、お詫びを申し上げる次第でございます。

この理由でございますが、末端給水事業の統合と並行して行われている、千葉県が事務局となる用水供給事業の統合協議となります、「九十九里地域・南房総地域の用水供給事業体と県営水道の統合協議」におきまして、令和5年3月に開催される予定でありました統合協議会が現在まで開催されず、延期となっております。そこで示される予定とされていた私共に供給する用水供給単価について、協議が難航しているとの報告が8月3日に千葉県からございまして、現在も協議が行われている状況でございます。このようなことから、その単価を決定する場である、先ほど申し上げた「統合協議会」の開催も未定とのことでございました。

私共、末端給水事業側の統合協議でも財政収支見込み等を検討するための千葉県から提供される用水供給単価が確定しないため、統合基本計画(案)の策定

が困難となっている状況でございます。

なお、末端給水事業に係る、財政推計に係る事項以外の統合基本計画に盛り込むべき事項につきましては、既に概要は作成されている状況にございますが、統合基本計画（案）をまとめるためには、この財政推計の結果が必携でございます。

この様な理由により、いまだお示しできないという状況でございますので、委員皆様におかれましては、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この財政推計の遅れにより、末端給水事業統合も今後の統合スケジュールに影響が出ることは確実と考えられますが、この統合効果を最大限活用するための、統合に係る国の交付金活用の期間の関係もございますので、現段階で皆様にアナウンスをしております令和7年4月の統合時期を動かそうとするものではございませんが、今申し上げたとおり、予定より既に5か月の遅れが生じておりますこと、ご理解を賜りたいと存じます。

この、統合基本計画（案）を皆様にお示しするためのスケジュール感でございますが、千葉県から用水供給単価が示されれば、今後の料金水準を設定するための財政収支見込みを検討した後、統合基本計画（案）を取りまとめまして、幹事会、統合協議会に諮ってまいりたいと考えております。その後、委員皆様への説明及び意見の聴取、続いて議会議員への説明及び意見聴取を行い、パブリックコメントの手続きといったスケジュール感でございます。

この様なことから、委員皆様にお示しできるタイミングが来ましたなら、定例で行われる次回以降の水道事業運営委員会でのご説明、或いは臨時での運営委員会を開催させていただくこともあろうかと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

安房地域の末端給水事業統合・広域化の取組状況については以上でございます。

(進行：小泉課長補佐)

質疑等あればお願いいたします。

それでは、他にありますでしょうか。ないようであれば以上とさせていただきます。以上をもちまして、令和５年度第２回鴨川市水道事業運営委員会を終了といたします。長時間ありがとうございました。

令和５年９月５日

会議録署名人 和泉 良史

会議録署名人 渥美 俊行